地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百四号

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年一月五日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　赤羽　一嘉

地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百五号

地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域再生法施行令の一部改正）

第一条　地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第五条第四項第十一号」を「第五条第四項第十三号」に改める。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号ロ中「第十七条の三十六第二項」を「第十七条の五十七第二項」に改める。

（司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「から第五号まで及び」を「、第二号及び第四号から第六号まで並びに」に改める。

一　司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）第四条第十四号

二　土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）第四条第十四号

（国土交通省組織令の一部改正）

第四条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四十四号を第四十五号とし、第十六号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第四項第十二号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業に関すること。

第四十六条中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　地域再生法第十七条の三十六第四項第十二号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業に関すること。

第五十一条第一号中「第四条第三十八号から第四十二号まで」を「第四条第三十九号から第四十三号まで」に改める。

附　則

この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月五日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
法務大臣　三好　雅子
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　赤羽　一嘉

原子力損害の賠償に関する法律施行令及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百六号

原子力損害の賠償に関する法律施行令及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十号）の施行に伴い、並びに原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第十七条の三第一項、第十七条の八第一項及び第十七条の九並びに原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部改正）

第一条　原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条を第九条とし、第三条を第八条とし、第二条の次に次の五条を加える。

（特定原子力損害賠償仮払金の支払に関する基準）

第三条　法第十七条の三第一項に規定する政令で定める基準は、原子力事業者が、特定原子力損害の賠償額の確定の手続を開始するまでに要する期間を考慮して特定原子力損害賠償仮払金の支払の請求を行うことができる期間を定め、当該期間内に当該請求を行う次の表の上欄に掲げる特定原子力損害を受けた被害者に対してそれぞれ同表の中欄に定める要件を満たす特定原子力損害賠償仮払金の支払を行うものであり、かつ、当該被害者一人当たりの当該支払に充てられる貸付金（同条第二項第三号に規定する貸付金をいう。第五条において同じ。）の金額が、それぞれ同表の下欄に定める金額の範囲内であることとする。